

環境にやさしい買い物運動実行委員会事務局組織規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、環境にやさしい買い物運動実行委員会（以下「委員会」という。）会則第15条の規定に基づき、環境にやさしい買い物運動実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び事務処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 事務局

(事務局職員)

第2条 事務局を新潟県県民生活・環境部県民生活課内に設置し、次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局長補佐
- (3) 事務局員

2 事務局長は、県民生活課長をもって充てる。

3 事務局長補佐は、県民生活課長補佐をもって充てる。

4 事務局員は、県民生活課職員で会長が任命した者とする。

(職務)

第3条 事務局長は、会長の命を受け、委員会の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局長補佐は、事務局長を補佐して委員会の事務を執行する。

3 事務局員は、事務局長の命を受け、委員会の事務を処理する。

第3章 決裁

(事務処理)

第4条 委員会の事務は、別段の定めがない限り、事務局長の決裁を得て行わなければならない。

(事務局長補佐の専決事項)

第5条 事務局長補佐は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 事務局員の旅行命令に関すること。
- (2) 1件30万円未満の支出に関すること。
- (3) その他軽易な事務の処理に関すること。

(代理決裁)

第6条 事務局長が不在である場合において、特に急を要する事務は、事務局長補佐がその事務を代理決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した事務については、速やかに事務局長に報告しなければならない。

第4章 文書

(文書番号等)

第7条 文書番号は、年度ごとに作成する文書整理簿により整理するものとし、文書記号「買実」をその頭部に付する。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

(文書の保存)

第8条 文書の保存については、事務局長が別に定める。

第5章 雑 則

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関しては、新潟県の諸規則の例による。

附 則

この規程は、平成14年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。